

## 芽室町地域マイクログリッド導入ポテンシャル調査業務委託 業務仕様書

### 1 業務名

芽室町地域マイクログリッド導入ポテンシャル調査業務委託

### 2 目的

本業務は、本町の2050年ゼロカーボンを見据え、芽室町役場周辺に立地する公共施設群においてマイクログリッドを構築するための実現可能性について調査・分析を行うことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

### 4 委託金額

12,100,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

### 5 業務内容

本業務は、「令和6年度ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業費補助金(ゼロカーボン・ビレッジ構築計画等作成事業)」を活用することとしているため、業務内容については同交付規程等に基づく内容とし、概要は次のとおりとするが、詳細はプロポーザルにより提案された業務提案書及び契約時の協議により決定する。

#### (1)調査対象施設の選定

本業務の対象施設は、芽室町役場庁舎・芽室町中央公民館・芽室町図書館・公立芽室病院・保健福祉センター(あいあい21)の5施設とする。

#### (2)マイクログリッドの設備・システム構成検討

(1)で選定した対象となる公共施設群の施設に関する資料などをもとに電力需要等の調査を実施した上で、導入予定設備の規模や配置予定地などを整理し、マイクログリッドを構成するシステムの構成検討を行う。

※災害時における必要な施設への電力需要等の調査、及びシステム構成検討を含む。

#### (3)マイクログリッド構築の実現可能性の評価

(2)の検討結果を踏まえ、対象となる5施設の平常時及び災害時それぞれのエネルギー需給シミュレーションによりマイクログリッドにおける電力需給量を算出した上で、事業性や環境性(民生電力需要の脱炭素化度合い)の推計等を行い、マイクログリッド構築の実現可能性を評価する。

なお、対象となる5施設について、町内の他の公共施設や町有地など供給可能な場所を想定し、算定した電力需給量を踏まえた対象施設への電力供給の考え方を含め、実現可能性を評価するものとする。

※災害時におけるマイクログリッドの実現可能性の検討・評価を含む。

#### (4) マイクログリッド基本計画(案)の作成

(2)及び(3)の検討結果を踏まえ、マイクログリッドの事業化に向けたスケジュール案や、課題とその対策について検討した上で、マイクログリッド基本計画(案)を作成する。

#### (5) 打ち合わせ

①業務全体に関する打ち合わせは、業務着手から成果品納入まで計4回程度実施するものとする。ただし、臨時的な打ち合わせや調整は必要に応じて適宜実施するものとする。

②実施方法は、原則、芽室町役場庁舎で対面とするが、状況に応じてオンラインでの打ち合わせも可とする。

#### (6) その他事項

上記の業務のほか、委託金額の範囲内で、受注者の提案により本事業に有益と思われる事項がある場合に実施する。

### 6 個人情報の保護

本業務により取得した個人情報については、個人情報保護法等関係法令に基づき取り扱うこと。

### 7 再委託

受託者は、本業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ本町の承諾を得たときは、この限りではない。なお、本町の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本町に申請しなければならない。

### 8 機密保持

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

### 9 資料の貸与

本町は、本業務の遂行上必要な又は利用可能な資料で、本町が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者は貸与されたリストを作成して本町へ提出し、業務終了後、速やかに返却するものとする。

### 10 成果品

(1)調査報告書:1部

(2)調査報告書概要版:1部

(3)調査報告書等の電子データ(CD-R等):1枚

(4)調査関連データ一式(CD-R等):1枚

(5)その他町が必要と認め指定するもの

## 11 その他

- (1)本業務の実施に当たっては、本町と必要十分な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従って業務を遂行すること。
- (2)本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成のため、より効率的、効果的な意見等があれば提案すること。
- (3)本業務において使用する図表やデータ、画像等の著作権・仕様検討の権利は、受託者において使用許諾契約等の手続きを行うこと。なお、手続きの不備等により、著作権等の権利を侵害した場合等は、その一切の責任を受託者が負うこととする。
- (4)町に提出された業務提案書等について、業務を受託した業者又はその著作者はその内容の全部又は一部を本町が無償で使用(複製、転記、転写または修正)することに同意するものとする。
- (5)本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定められた権利を含む。)は、業務受渡し時点で、本町に帰属するものとする。また、成果品は、本町が公表する製作物等に自由に使用できるものとし、受託者並びに著作者は、町及び町が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6)本仕様書及び実施要領等に定めのない事項については、本町と協議の上、決定する。

本仕様書は、本町が本業務の実施に当たって必要と思われる内容を基準として示したものであり、必ずしも本仕様書に記載された内容に限られるものではありません。本事業は、「令和6年度ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業費補助金(ゼロカーボン・ビレッジ構築計画等作成事業)」を活用して実施するものでありますが、より効果的、効率的、経済的な手法や貴事業者の判断で必要と思われる事項があれば、同補助金交付規程等の要件を逸脱しない範囲で、積極的な提案をお願いいたします。